

公益財団法人岐阜県研究開発財団
航空宇宙・医療福祉機器産業等競争力強化支援事業費助成金交付要領

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県研究開発財団(以下「財団」という。)は、航空宇宙や医療・福祉機器、医薬品(保健機能食品を含む)の成長分野における県内中小企業・中小企業グループの競争力強化・新規受注獲得を図るとともに、他産業から成長分野への参入を目指す県内中小企業・中小企業グループの取り組みを支援するため、企業・グループが自ら行う新たな生産体制の構築、新技術・新工法・新製品の開発、新規参入のための認証等の取得に要する経費に対して予算の範囲内で航空宇宙・医療福祉機器産業等競争力強化支援事業費助成金(以下「本助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県研究開発財団助成金等交付規程(平成8年6月14日適用。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要領において、本助成金の対象者は次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有する者(事実上大企業の支配下にある企業(株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総株主の過半数を大企業に保有されている企業)を除く。)
- 二 中小企業グループ 構成の3分の2以上が中小企業者からなる集団
- 三 その他財団理事長(以下「理事長」という。)が適当と認めるもの

(助成対象事業等)

第3条 助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表のとおりとするほか、理事長が適当と認めるものとする。

- 2 国税、県税及び市町村税を完納していない者、又は同一年度内に本要領による同一事業の助成を受けている者は助成事業者から除外する。ただし、中小企業グループの一員として他の事業に参加することを妨げない。
- 3 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、助成対象者から除外する。
- 4 県又は県の外郭団体からの助成金等の助成対象事業(申請中のものを含む。)については、本助成金の対象としない。

(助成金の交付申請)

第4条 本助成金の交付申請書及びその添付書類の様式は、第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、理事長が別に定める。
- 3 継続事業は、財団の事業年度毎に交付申請を行うものとする。

(助成対象期間)

第5条 助成金対象経費の算出期間は、交付決定日から助成事業の完了(助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。)の日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までとする。但し、継続事業で既に本助成金の交付決定を受けている事業は、前年度の事業完了日の翌日から当該年度の助成事業の完了の日までとする。

- 2 複数年にわたる計画により実施する事業(以下「継続事業」という。)の助成対象期間は最大で3事業年度とし、次年度に継続申請する場合は、当該年度の助成事業の完了日を2月末日とする。
- 3 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

(助成金申請の審査)

- 第6条 理事長が必要と認めるときは、本助成金の申請の採択の適否について審査させるため、審査委員会を設置することができる。
- 2 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第4条の規定により本助成金の交付申請書の提出があったときは、必要に応じ、専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

(助成金の交付決定)

- 第7条 理事長は、第4条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果に基づき、助成金の交付の決定又は不採択の決定を行い、助成金の交付申請者にその旨通知(第2号様式)する。
- 2 助成額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 継続事業は当該年度の交付決定が次年度以降の交付を約束するものではなく、年度毎に採択の適否について第6条の規定により審査する。

(助成金の交付の条件)

- 第8条 理事長は、前条の交付決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。
- 一 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第3号様式)を提出し、理事長の承認を受けること。ただし、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。
- ア 別表の助成対象経費の欄に掲げる各対象経費の20パーセント以内の配分の変更
- イ 助成金の交付の目的又は助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び助成事業の細部の変更
- 二 助成事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、理事長の承認を受けること。

(申請の取り下げ)

- 第9条 本助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に、申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(遂行状況報告)

- 第10条 助成事業者は、理事長から求めのあったときは、その指定する期日までに遂行状況報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

- 第11条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 理事長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第15条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書)

第12条 実績報告書及びその添付書類の様式は、第5号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して15日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定等)

第13条 理事長は、前条の助成事業の完了又は廃止若しくは中止に係る助成事業の報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者へ通知するものとする。

- 2 収益が生じた場合は、その額を助成対象外経費とする。

(支払方法)

第14条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第13条規定の確定通知の日から7日以内に助成金交付請求書（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 助成事業者は、助成事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その管理状況を明らかにしておくとともに、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、当該助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、理事長の承認を受けずに、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、第8号様式のとおりとする。
- 4 第2項に規定する財産は、1件当たりの取得価格又は価値の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 5 第1項に規定する台帳の様式は、第8号の2様式のとおりとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 法令、本要領の規定に違反した場合
 - 二 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
 - 四 助成金の交付決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合
- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る経理について、収支を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、助成事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(助成金の返還)

第18条 理事長は、第16条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施成果の事業化等)

第19条 助成事業者は、助成事業の実施成果の事業化に努めなければならない。

2 助成事業者は、助成事業（継続事業にあっては最終年度の助成事業）終了の翌年から5年間、毎年4月20日までに当該助成事業に係る過去1年間の事業化の状況等について、事業化状況等報告書（第9号様式）により理事長に報告しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第20条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「産業財産権」という。）を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、第12条第1項に規定する実績報告書又は前条に規定する事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表等)

第21条 理事長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができるものとする。

2 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金額、成果等を財団のホームページ等で公表できるものとする。

(助成事業の表示)

第22条 助成事業者は、助成対象事業について財団からの助成金を受けて実施する旨を、第10号様式により表示するものとする。

(検査等)

第23条 理事長は、助成事業者に対し助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該事務担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(暴力団の排除)

第24条 第4条の規定による申請があった場合において、当該申請者が岐阜県の定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条各号に該当するときは、理事長はその者に対して本助成金を交付しないものとする。

2 理事長が第7条の規定による交付決定をした後において、助成事業者が岐阜県の定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条各号に該当することが明らかになったときは、第16条の規定により助成金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第18条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、この助成金の交付に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の財団の予算に係る助成金から適用する。ただし、平成28年度以前に本助成事業の交付を受けたものは、当該年度の公益財団法人岐阜県産業経済振興センター航空宇宙・医療福祉機器産業等競争力強化支援事業費助成金交付要領を適用し、「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター」を「公益財団法人岐阜県研究開発財団」と読み替えるものとする。

別表

助成事業の目的	助成対象事業	助成事業者 (助成対象者)	助成対象経費	助成率	助成限度額 (1事業あたり)
航空宇宙、医療・福祉機器、医薬品（保健機能食品を含む）の成長分野において、競争力強化や他産業等からの参入を目的とする事業	(1) 新たな生産体制の構築、新技術・新工法・新製品の開発等の事業	県内中小企業者、中小企業グループ	1 人件費：高度専門人材の新規雇用に係る人件費。ただし、事業が複数年度に渡る場合においては、継続雇用を可とし、助成対象とする。 2 指導料：報償費（学識経験者、専門家等への報酬）、コンサルタント料 3 旅費：費用弁償（学識経験者、専門家等に対する旅費）、業務旅費 4 研究開発・試作費 : 原材料費（原材料の購入費用） 消耗品費（研究開発・試作品製作のための消耗品等） 使用料及び賃借料（機器使用料、取得を目的としないリース料） 外注加工費（詳細仕様が定まっているものに限る） 5 試験検査費：役務費（公設試験研究機関等における依頼試験手数料） 使用料及び賃借料（公設試験研究機関等における開放試験室設置機器使用料、開放試験室等使用料） 6 委託費：委託料（デザインを含め、詳細仕様の作成を含む外部への委託） 7 事務費：使用料及び賃借料（会議等のための会場借り上げ料） 印刷製本費（テキスト、マニュアル等の外注印刷費） 役務費（通信運搬費、翻訳料、通訳料、業事相談手数料等） 8 展示会出展費：出展料金（小間料）、及び小間装飾料金（但し、本事業にて試作・開発した成果品の販路開拓を図るための出展に限る。また、2年目以降に展示会出展のみを実施する場合は、助成限度額の下限は設けない。） 9 産業財産権取得費 : 弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など当該事業により得られた成果の出願に要する経費 10 その他：理事長が特に必要と認める経費	助成対象経費の1/2以内 〔2回目以降は1/3以内〕	上限 1,000万円 下限 200万円 〔2回目以降は 上限 667万円 下限 133万円〕
	(2) 新規参入等のために必要な認証等の取得事業		11 認証等取得手続費：申請（申込）料、審査料（書類審査、予備審査、本審査の各審査）、翻訳料、通訳料等 12 認証等取得環境整備費：委託料（コンサルタント料等）、内部監査員養成研修費用、認証等取得環境整備に要する事務費等 13 展示会出展費：出展料金（小間料）、及び小間装飾料金（但し、本事業にて製品認証を取得した製品の販路開拓を図るための出展に限る。）		

(注 1) 助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。但し、継続事業は、前年度の事業完了の日の翌日以降で申請年度の助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。

(注 2) (2)の事業のみを実施する場合の助成限度額は、300万円を上限とし、下限はなしとする。

(注 3) 上表の助成対象事業のうち(1)と並行して(2)の事業を実施する場合の助成限度額は、(1)と(2)の助成額を合算して上限1,000万円及び下限200万円とする。

(注 4) 既存人件費、建設費、食糧費（会議における飲食費等）、保守又は修繕に要する経費、備品購入費、振り込み手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税は助成対象外とする。

(注 5) 新規人件費（基本給のみ）の「助成対象経費」は1,000万円を上限（助成額は500万円が上限）とする。

- (注6) 「2 指導料」及び「6 委託費（認証等取得環境整備費の委託料を除く。）」の「助成対象経費」の合計額は、「助成対象経費の総額」の $2/3$ を上限とする。
- (注7) 「8 産業財産権取得費」の「助成対象経費」は、200万円を上限（助成額は100万円が上限）とし、かつ「助成対象経費の総額」の $1/2$ を上限とする。
- (注8) 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業は対象外とする。